

ター用地の北側隣地境界線を町の境界とするため、地方自治法第260条第1項の規定により提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号 長井市公共下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の締結について申し上げます。

本案は、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事の委託に関する協定を締結するため提案されたものであります。

審査に際し、上下水道課長からは、委託先の日本下水道事業団は、日本下水道事業団法に基づき、下水道業務全般に関して地方公共団体を支援あるいは代行する機関として設立された地方共同法人であり、昭和58年の公共下水道管理センター建設当初から、その後の増改築を含め建設主体となり整備を行ってきている。このたびの長寿命化対策の診断についても事業団が実施し、施設全体を熟知しており、かつ高度な技術を有していることから、その性質が競争入札に適さないと判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約いたすものであるとの説明を受けたところです。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業・建設常任委員会に付託になりました案件の審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第40号 町の区域の変更について及び日程第2、議案第41号 長

井市公共下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の締結についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第40号 町の区域の変更についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。よって、議案第40号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第41号 長井市公共下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の締結についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。よって、議案第41号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

## 予算特別委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男委員長。

(蒲生光男予算特別委員長登壇)

○**蒲生光男予算特別委員長** おはようございます。

平成28年第2回市議会定例会において、予算特別委員会に付託になりました議案第44号 平成28年度長井市一般会計補正予算第3号及び議案第45号 平成28年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第1号の予算議案2件について、

審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、6月24日に審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各会計補正予算の概要について担当課長から説明を受けた後、4名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻、会議録によりご承知くださいますようお願い申し上げます、審査の結果のみご報告申し上げます。

議案第44号 平成28年度長井市一般会計補正予算第3号につきましては、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号 平成28年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第1号につきましては、全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位から出されました質疑、意見等について十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算特別委員会の審査報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第3、議案第44号 平成28年度長井市一般会計補正予算第3号の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号14番、安部 隆議員。

(14番 安部 隆議員登壇)

○**14番 安部 隆議員** おはようございます。

議案第44号 平成28年度長井市一般会計補正

予算第3号に対する反対討論を申し上げます。

このたび示された予算には、公共施設等整備事業、施設改修設計委託料336万2,000円が計上されています。この予算計上は、本町のにぎわいを取り戻すとともに、高齢者の買い物難民対策の一翼を担うものとして、中心市街地活性化事業の一環としてタウンセンターの利活用は一つの施策であると理解をしています。ですが、現況においては、これまでの当局説明では、1階に商業施設が入居することを前提条件に2階に公共施設の一部を入居させ、市民の集える施設としてタウンセンターの利活用構想との説明を受けています。ですが、今議会中の市長答弁でも、前提条件の1階に入居する店舗がまだに決まっていない状況での予算措置は適切なことなのか、甚だ疑問を抱きます。第1に、このタウンセンタービルは民間の所有であり、市の公共施設ではないこと、また、タウンセンタービルの所有者である会社と賃貸契約を結んでいない、通常では賃貸契約もしくは仮契約を結び、使用条件や管理面、賃貸期間、賃貸料等、諸条件などを定めながら契約を結び、事業展開すべきと思います。

このように、現状ではタウンセンタービルは民間会社の所有ビルであり、市の公共施設でも何でもないビルに公共施設整備事業の施設改修設計委託料の拠出根拠は疑問であります。地方自治体の財政を秩序正しく運営する財政規律からも不適切と思います。入居する商業施設が決まってからタウンセンタービルとの契約を結び、予算措置でも支障を来すことはないと思います。したがって、ただいま申し上げました意見により、議案第44号 平成28年度長井市一般会計補正予算第3号に反対をいたします。議員諸兄のご理解とご賛同を申し上げます、反対討論いたします。

○**渋谷佐輔議長** 通告による討論が終わりました。

これから採決いたします。

議案第44号について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○**渋谷佐輔議長** 起立多数であります。よって、議案第44号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4、議案第45号 平成28年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第1号の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第45号について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。よって、議案第45号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

## 委員会付託の省略について

○**渋谷佐輔議長** お諮りいたします。これから上程いたします議案は、委員会付託を省略し、全員でご審議願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

### 日程第5 議案第46号 財産の取得について

### 日程第6 議案第47号 平成28年度長井市一般会計補正予算第4号

○**渋谷佐輔議長** それでは、日程第5、議案第46号 財産の取得について及び日程第6、議案第47号 平成28年度長井市一般会計補正予算第4号の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○**内谷重治市長** おはようございます。

議案第46号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、長井南中学校用地を取得いたすため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、ご提案申し上げるものでございます。

次に、議案第47号 平成28年度長井市一般会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に3,820万円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ142億8,486万5,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、長井市ラウンドアバウト社会実験事業2,320万円、地方創生推進交付金事業1,500万円を増額するものでございます。これらの補正の財源といたしまして、地方創生推進交付金750万円、道路に関する新たな取り組みの現地実証実験(社会実験)補助金100万円を計上し、なお不足する財源としましては、前年度繰越金2,970万円を充てるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○**渋谷佐輔議長** 提案者の説明が終わりました。

それでは、これから1件ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、申し合わせにより、委員会付託を省略して全員による審議の場合、当日提案議案の質疑につきましては、一問一答の方式により行うこととされております。質疑の時間は、1人当